

程にことゑは天元五年になりぬ、三月十一日中宮たち給はんとて、おほきおとゞ急ぎさわがせ
給、これにつけても右のとゞあさましうのみ萬きこしめざるゝ程に、きさきたゝせ給ひぬ、い
へばおろかにめでたし、大きおとゞのゑ給ふもことわりなり、帝の御心おきてを、世人も目もあ
やに淺ましき事に申思へり、一のみこおはする女御○證をおきながら、かくみこもおはせぬ女
御○子の後○にる給ひぬるを安からぬ事に世人なやみ申て、すばらの后○どぞつけ奉りたりける。
〔繁花物語三様々の悦〕今年をば正暦元年といふ、正月五日内條○の御元服せさせ給ふ○中二月に
は内大臣殿○藤原の太姫君○子定内○へ參らせ給有さまいみじうのゝしらせ給へり○中やがて
其夜のうちに女御にならせ給ひぬ○中かゝる程に大殿○藤原の御心ちなやましうおぼした
れば略五月八日出家せさせ給、この日攝政の宣旨内大臣殿からぶらせ給○中攝政殿御けし
き給はりて、まづ此女御、后○にすゑ奉らんの騒ぎをせさせ給ふ○中六月一日后○にたゝせ給ひぬ、
〔後二條關白記〕寛治七年正月廿三日辛丑未刻民部卿來臨相逢、參高陽院之由相語云、中納言○
著冠直衣、殿下○藤原御使參女御○堀河后○篤告申立后事、廿五日癸卯未刻參高陽院、殿下參六
條院給候、御共自院御方參新院給、殿下御坐殿上、即參院御前頃之殿出自御前御坐殿上、自懷中執
出一紙、下給別當○權大納言雅實给了殿下參内、其後被始殿上飲食、二獻○頭辨季仲通俊三獻○右大辨黃昏程事了、引上
達部等參内○左大臣右大臣不參留於新院、頭辨勅使敷座、殿下圓座也○勅使西、源大納言取女裝束給勅使殿歸給於
座、頭辨於庭再拜了、簾子敷燈臺立、召陰陽師道時朝臣令擇立后日時、付行家奉之、召行家令書定文
如常、事了被召日時出御日時也、廿七日乙巳、女御御出高陽院、其後今日有勘文云云、勅使延引
之由有聞云云、二月十三日己未戌刻於女御有勅使事如恒、鹿鳴使文覽、予開見即下云云、廿一
日戊辰參高陽院、南庭二階之立様所被沙汰、二階立西御屏風面東面也、其前立二階如常、有立后宣
旨有一兩日、今日依主上御衰日、已以延引、左大臣、民部卿、左大辨等被申定、當日早旦可被行之者也、